

【案件番号：550004382】

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案

【総論】

設備整備計画の認定等に関する省令案において、営農計画の確実性や撤去費用の担保を求める趣旨は理解します。しかし、別紙 2 をはじめとする過度な計画書類の提出や毎年の煩雑な報告義務は、家族経営の農業者や地域の中小事業者を疲弊させ、大資本の事業者しか対応できない制度になってしまいます。地域に根ざした担い手を排除しないよう、書類の重複排除と実務的な手続への見直しを求めます。

【該当箇所】

設備整備計画認定省令第 2 条、別記様式第 1 号（別紙 1・別紙 2）、別記様式第 2 号、第 3 号、第 4 号

【意見】

現場の事務負担を考慮し、申請・報告手続の重複を徹底的に排除すること。小規模・地域案件向けの簡易様式を創設し、共同申請者となる営農者の責任範囲を適正化すること。

【理由】

1. 現場を疲弊させる重複提出と過重な 5 年間計画

別紙 2 で求められている 5 年間の月別作業工程や詳細な収支内訳、過去の実績データなどは、小規模な農業者にとって作成が極めて困難です。また、農地転用許可、地域計画、FIT/FIP 認定、電力会社との協議で既に提出している内容と重複しており、二重・三重の手続負担となっています。

2. 共同申請による農業者のリスク過大化

発電事業者と営農者が別主体の場合に営農者を一律共同申請者とすることで、発電設備の保守管理、事故時の損害賠償、撤去費用などの事業者側責任まで農業者が負わされるのではないかという強い不安が現場に広がっています。これでは農業者が安心して農地を貸したり協働したりできなくなります。

【具体的な修正案】

（1）他制度提出済み資料の再提出不要化（行政間情報連携）

農地法関係書類や FIT/FIP 認定書類など、既に公的機関に提出済みの書類は、申請書への記載・添付を省略し、行政機関間で確認できる運用としてください。

（2）設備規模・営農形態に応じた「簡易様式」の導入

小規模設備（低圧規模等）や自家消費型、地域の農業者が主体となる案件については、添付書

類や計画記載項目を最小限に絞った「簡易様式」を新設してください。

(3) 営農者の法的責任範囲の明確な限定

様式および取扱要領において、発電設備の資金調達、電気事業法上の保安責任、第三者賠償、設備撤去費用の負担は発電事業者が負うものであり、共同申請者である営農者には及ばないことを明記してください。

(4) 軽微変更手続の簡素化と営業秘密の保護

作付品種の変更、販売先の見直し、営農者の世代交代などについては、計画の全面再申請ではなく簡素な変更届で済むようにしてください。また、農産物の取引価格や収支などの営業機密は非公開情報を前提として管理してください。

(5) 年次報告の完全デジタル化・項目引き継ぎ

年の実施状況報告は **Web** 入力システムとし、変更のない項目は再入力不要となる仕組みとしてください。また、真面目に営農と報告を継続している案件については、更新時の手続を大幅に簡素化してください。

【参考資料】

・農林水産省. (2026). 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案（案件番号 550004382）.